

政令第 号

港灣法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、港灣法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港灣法施行令の一部改正）

第一条 港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び第九条第一号イ中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

第二十二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号、第四号（法第五十条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第五号（法第五十条の六第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第六号（法第五十条の十六第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七号（法第五十一条の六第八項（同条第十項において

準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第八号、第九号及び第十一号（第十七条の九の規定に係る部分に限る。）に掲げる職権については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十二條第一項第四号中「及び第十七条の八」を「、第十七条の八及び第十七条の九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第三号を第十号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の六号を加える。

四 法第五十條の二第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）

並びに第五十條の三第五項の規定による国土交通大臣の職権

五 法第五十條の六第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）

並びに第五十條の七第五項の規定による国土交通大臣の職権

六 法第五十條の十六第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）

並びに第五十條の二十二の規定による国土交通大臣の職権

七 法第五十一條の六第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）

並びに第五十一條の七第十項の規定による国土交通大臣の職権

八 法第五十六條の二の二十二の規定による国土交通大臣の職権

九 法第五十六条の四及び第五十六条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二條第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第四十一条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二條第二項を削る。

附則第九項第一号イ中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二條 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二十三号中「及び第五十条の二十」を「、第五十条の二十、第五十一条の十三及び第十五条の四の四」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第三條 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

附 則

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

理 由

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴い、協働防護計画についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする等港湾法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。